

# 令和7年度クルーズ船寄港地観光造成トライアル補助金 公募要領

## 1 目的

本補助金は、県内の観光消費を促進する体験型コンテンツや観光ガイドによる質の高い案内を組み込んだ『寄港地観光ツアー』の造成を支援するとともに、県民と旅行者が幸せを実感できる持続可能な観光づくりを進めていくことを目的とします。

## 2 補助金の交付対象となる経費及び補助率等

### (1)補助対象経費・補助率・補助上限額

クルーズ船で販売・提供される、『熊本県内を目的地とする寄港地観光ツアー』のうち、以下の経費等を補助対象とします。

補助対象経費	内容	補助率	補助上限額
① 体験型コンテンツの利用に係る経費	別表に掲げる県内の体験型施設等の利用に係る経費(例:列車チャーター、和太鼓体験等)	10/10	300千円 (1ツアーアタリ)
② 地元ガイド派遣に係る経費	県内観光地を案内できる地元ガイドを活用する際の派遣費用	10/10	50千円 (1ツアーアタリ)

※1つのツアー内で複数の①が含まれている場合は、それらの合計額をもって補助上限額を適用します。

②も同様の扱いとします。

### (2)補助対象者

補助対象者は、旅行業法に基づく旅行業または旅行サービス手配業者(ランドオペレーター)で、『熊本県内を目的地とする寄港地観光ツアー』を造成し、クルーズ船社に対して同ツアー商品を販売する者とします。

## 3 交付申請及び実績報告に添付すべき書類の種類、様式、提出部数、提出期限

手続名称	添付書類	提出部数及び期限
(1)交付申請	①交付申請書[別記様式第1号様式] ②『熊本県内を目的地とする寄港地観光ツアー』企画書 [任意様式] ③ツアー行程表[別記様式第2号様式] ※催行日、催行人数、寄港港(熊本県内)、県内の体験 型施設の記載が必須 ④証明書類(見積書等) ※地元ガイド派遣に要する補助を申請する場合は、地 元ガイドを証する書類の写しの添付が必須 ⑤船社との契約書類 ※②を船社に販売したことがわかる書類 ⑥誓約書[別記様式第3号様式] ⑦令和7年4月1日以降に催行済みのツアー行程表(交 付申請対象船舶分)	・1部ずつ ・対象ツアー催行日の14 日前(必着) (ただし、予算の上限に達 し次第、終了とする)

(2) 実績報告及び補助金の請求	<p>①実績報告書[別記様式第8号様式]          ②補助金請求書[別記様式第9号様式]          ③添付書類          (1)の交付申請時に添付した書類のうち②～④を実績として修正したもの。なお、④については、補助対象経費ごとに領収証等の写しの添付が必須。また、天候等の不可抗力や最少催行人数に達しなかったために催行できず、キャンセル料等が発生した場合には、その領収書等の写しを添付。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1部</li> <li>・ツアーコード後 30日以内または令和8年2月27日(金)のいずれか早い日まで(必着)</li> </ul>
------------------	---	--

※(1)の申請にあたっては、必ず事前相談を行ってください。

※(2)の申請に先立って、県観光連盟から交付決定通知[別記様式第4号様式]の送付があります。

※(2)の申請後に、県観光連盟から交付確定通知[別記様式第10号様式]の送付があります。

#### 4. 補助金交付の条件

(1)『熊本県内を目的地とする寄港地観光ツアー』とは、次の条件をすべて満たすものとします。

- ① 本補助金交付要項の施行日から令和8年(2026年)2月27日までに造成しきつ販売されたもの
- ② 熊本県内の港をツアーエンド地点とするもの
- ③ 「クルーズ NAVI(八代港)」にツアーコードとして掲載されていること(※)  
(※)くまモンポートやつしろを発着地とするツアーオンみ
- ④ 別表に掲げる「体験型コンテンツ」のうち、交付申請時点で令和7年度に初めて(※)ツアーエンドで盛り込むコンテンツが1つ以上組み込まれていること

(※)「初めて」の定義は、船単位とする。船社単位ではないことに注意すること。

例:A船で実施済でもB船のツアーオンにおいて実績が無い場合は対象となります。

また、ツアーオンを複数回実施する場合は、補助上限額の範囲で対象経費を補助します。

(2)地元ガイドについて

地元ガイドとは、①熊本県内在住の観光ガイド、②熊本県内在住の通訳案内士、③熊本県内のガイド団体に所属する観光ガイドを指します。

(3)予算の上限に達し次第、申請受付を終了します。

#### 5. 補助内容の変更をする場合の提出書類の様式等

(1)変更承認申請書: 2部(1部返却用)[別記様式第5号様式]

#### 6. 申請の取り下げをする場合の提出書類の様式等

(1)申請取下げ書: 2部(1部返却用)[別記様式第7号様式]

#### 7. 留意事項

(1)価格設定に関して

本補助金は、事業者における『寄港地観光ツアー』の商品開発に係る負担軽減を目的としています。このためエンドユーザー(乗客)への販売価格に反映しないようお願いします。皆様のご協力により、補助金終了後の価格変動を防ぎ、継続的な事業運営が可能になると考えています。

- ① 補助金はツアーコードの企画・運営費用の補填に充て、販売価格の割引に用いないこと
- ② 船社への提案価格に補助額を反映しないこと
- ③ 補助金の適用前後でツアーエンド価格に変動がないこと

## (2)本補助金と他助成金との併用に関する取扱い

本補助金は、他の同種類の助成金との併用は不可とします。

## (3)補助対象経費の帳簿及び証拠書類の保管義務について

補助を受けた経費については、帳簿及びすべての証拠書類を他の経理と明確に区分して保管してください。これらの書類は、補助対象事業の完了の日の所属する年度の終了後 5 年間保存し、その期間中に熊本県観光連盟から内容確認の要請があった場合には、速やかに対応できるよう管理してください。

## 8. 補助対象イメージ

### ◆1寄港日にのみ催行する『寄港地観光ツアー』の場合

ツアーナンバー： 寄港地観光ツアーA

催行日： ××月××日

行程・費用：

	項目	費用	補助対象経費	補助金額	備考
体験費用	熊本城 800円×30名	24,000円	390,000円	300,000円	体験費用に係る補助上限額は、同一旅行商品1件あたり300千円
	伝統工芸体験 5,000円×30名	150,000円			
	川下り体験 80,000円×30名	240,000円			
ガイド費用	ガイド費用 20,000円×3名	60,000円	60,000円	50,000円	ガイド費用に係る補助上限額は、同一旅行商品1件あたり50千円
	合計	474,000円	450,000円	350,000円	

### ◆同一商品を複数の寄港日で催行する『寄港地観光ツアー』の場合

ツアーナンバー： 寄港地観光ツアーB（観光ガイド利用無）

催行日： (1回目)8月 (2回目)10月 (3回目)12月

費用：

	補助対象経費	補助金額	備考
1回目(8月)催行	130,000円	130,000円	寄港地観光ツアー(旅行商品)単位の申請及び補助とし、同じ内容のツアーを複数回開催しても上限額は変わらない。
2回目(10月)催行	130,000円	130,000円	例えば、同一商品を複数の寄港日に催行する場合(8月、10月、12月に各1回)、3回分の合計額をもとに上限額を判断する。
3回目(12月)催行	130,000円	40,000円	
合計	390,000円	300,000円	

## ◆本補助金に関する問合せ窓口◆

〒862-0950

熊本市中央区水前寺 6-5-19

公益社団法人熊本県観光連盟 担当：張

メールアドレス [zhang-y@kumakanren.or.jp](mailto:zhang-y@kumakanren.or.jp)